

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てることとされています。

平成30年度の地方消費税(社会保障財源化分)の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	44,186千円
【歳出】	地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	555,302千円

(単位：千円)

区分		平成30年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国庫支出金	都支出金	その他		地方消費税交付金(社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	433,118	55,463	377,655	60,696	147,615	1,936	167,408	13,321
	老人福祉費	345,302	0	345,302	747	155,383	2,153	187,019	14,881
	児童福祉費	363,914	28,847	335,067	85,804	106,190	23,309	119,764	9,530
衛生費	保健衛生費	253,423	51,194	202,229	0	110,643	10,475	81,111	6,454
合 計		1,395,757	135,504	1,260,253	147,247	519,831	37,873	555,302	44,186

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各区分の一般財源で按分